

## 令和6年度における高額発注の適用基準額の変更について

新年度(契約日が令和6年4月1日以降分)における金額毎の調達方法が以下のとおり変更となります。

税込100万円以上⇒事務部発注

- ・税込100万円以上500万円未満  
⇒ 複数者の見積り合わせ
- ・税込500万円以上1,000万円未満  
⇒ 公開見積り合わせ
- ・税込1,000万円以上~~1,500万円未満~~1,800万円未満  
⇒ 一般競争入札
- ・税込~~1,500万円以上~~1,800万円以上  
⇒ 政府調達

※ 政府調達契約は、本部(財務部契約課)にて契約手続きを執行する。